

外国証券の取引に関する規則第31条において、会員は、顧客との間で外国株式信用取引を行うに当たっては、取扱い銘柄の選定基準及び新規建て注文の受託禁止基準を定めるとともに、当該基準を公表するものとされている。

会員は、以下に定める銘柄選定の基準及び新規建て注文の受託禁止基準に基づき、自社における銘柄の選定基準及び新規建て注文の受託禁止基準を定めなければならない。

また、会員は、自社における銘柄の選定基準に基づき選定した外国株式信用取引の取扱い可能銘柄について、一か月に一回程度の頻度で更新を行い、当該銘柄の一覧を顧客に提供しなければならない。

1. 銘柄選定の基準

会員は、以下の(1)及び(2)の基準を満たす銘柄のうちから、自社における銘柄選定基準を定めるものとする。

(1) 主要株価指数の構成銘柄基準

以下の①から③のいずれかの株価指数の構成銘柄であること。ただし、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券である場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第220条の規定に基づき金融庁に届出のある銘柄（同条第1項括弧書きにより届出を要しない銘柄を含む）に限る。

- ① ダウ工業株30種平均
- ② Standard & Poor's 500 Stock Index
- ③ NASDAQ 100 Index

(2) 主要株価指数の構成銘柄以外の取扱可能銘柄基準

上記(1)の基準に該当しない銘柄のうち、基準日（会員が銘柄選定基準に基づき銘柄を選定する日をいう）において、以下に掲げる基準をすべて満たす銘柄であること

① 時価総額基準

基準日の属する月の前月の平均時価総額が50億ドル以上である銘柄

② 売買代金基準

基準日の属する月の前月から起算して6か月間の米国市場における1日当たりの平均売買代金が5000万ドル以上である銘柄

③ 上場市場（取引所金融商品市場又は店頭市場）基準

基準日時点で、以下のいずれかに上場している銘柄

- イ The New York Stock Exchange（以下「NYSE」という）
- ロ Nasdaq Global Market
- ハ Nasdaq Global Select Market
- ニ NYSE Arca（ETFに限る）
- ホ Cboe BZX Exchange（Tier Iに限る）

④ 上場期間基準

基準日時点で、上場日から起算して 30 日経過している銘柄（ただし、ETF を除く）

⑤ 株価基準

基準日の属する月の前月の平均株価が 10 ドル以上である銘柄

⑥ 上場廃止基準

基準日時点で、上場廃止となりうる事実が公表又は予定されていない銘柄

⑦ ETF の取扱い

ETF については、上記(2)①から⑥の基準に加え、以下の基準を満たす銘柄とする。

イ レバレッジ型、インバース型でないこと

ロ 以下の目的による場合を除き、デリバティブ取引による運用を行う銘柄でないこと

- ・ 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- ・ 価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的
- ・ 為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第 58 条の規定に基づき金融庁に届出のある銘柄（同条第 1 項括弧書きにより届出を要しない銘柄を含む）であること

2. 新規建て注文の受託禁止基準

会員は、以下の(1)から(4)のいずれかに該当する銘柄について、自社における新規建て注文の受託禁止基準に定めるものとする。

(1) 上場廃止

上場廃止となりうる事実が公表又は予定された銘柄

(2) コーポレートアクションの公表

合併、会社分割、株式交換、株式移転、被子公司化又はこれらに類するコーポレートアクションの実施が公表されたもの（当該銘柄が存続会社となるコーポレートアクションで、当該銘柄の取引への影響が小さいと会員が判断したものを除く）銘柄

(3) 株価基準

一定の株価以下（例えば、過去 2 営業日の終値の平均が 4 ドル未満）となった銘柄

（注）一定の株価の基準は、各社において合理的な範囲で定めること

(4) 株価変動基準

一定の株価変動（例えば、過去 2 営業日間での株価変動が±50%以上）がある銘柄

（注）一定の株価変動の基準は、各社において合理的な範囲で定めること

3. その他

会員は、上記 2. 新規建て注文の受託禁止基準に該当しない場合であっても、一定の株価変動や自社の顧客与信状況（当該銘柄保有の状況）に鑑みて、過度に投機的取引となりうる懸念が認められた場合、過度な信用取引の抑制策を実施するものとする。具体的には、会員が定める約款において、株価変動や取引の状況に鑑みて、委託保証金率の引き上げを実施できる旨の規定を設けるとともに、株価変動及び取引の状況を適切にモニタリングし、必要に応じて委託保証金率の引き上げ等を行うものとする。

以 上